

災害時における津幡町こども園等の臨時休園等のガイドライン

1 目的

津幡町内の認定こども園及び地域型保育事業（以下、「こども園等」という。）において、地震、台風、大雪、集中豪雨等の自然災害が発生した場合やその発生が予測される場合（以下、「災害時」という。）に、子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守るため、迅速かつ適切に判断・行動することができるよう、臨時休園及び登園自粛要請（以下、「臨時休園等」という。）の決定・判断基準をはじめとした災害時の基本的な対応について、ガイドラインを定めるものです。

2 対象

津幡町内のこども園等

3 台風・豪雨などの自然災害発生時

① 避難情報が発令された場合にとるべき行動

発令される警戒レベルごとに町民がとるべき行動は次の表のとおりです。

乳幼児とその支援者は、【警戒レベル3（高齢者等避難）】が発令された時点で、速やかに避難することとされています。

区分	状況	とるべき行動	町からの避難情報等
警戒レベル 5	災害発生 又は切迫	◎命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず命が危険な状態です。 ・避難することがかえって危険である場合、自宅や近隣建物で緊急的に安全を確保します。	緊急安全確保

〈警戒レベル4までに必ず避難！〉

警戒レベル 4	災害の おそれ高い	◎危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難します。	避難指示
警戒レベル 3	災害の おそれあり	◎危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児）とその支援者は避難行動をとります。 ・その他の人は、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をし、自主的に避難します。	高齢者等避難
警戒レベル 2	気象状況 悪化	◎自らの避難行動を確認 ・避難に備えハザードマップ等により避難行動の確認をします。	
警戒レベル 1	今後気象 状況悪化の おそれ	◎災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意します。	

② 発令時の対応

こども園等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢のこどもが利用するものであることから【警戒レベル1～2】の場合は原則、開所とします。

「避難情報が発令された場合にとるべき行動」を踏まえ、【警戒レベル3～5】が発令された場合のこども園等の対応を次のとおりとします。

なお、こども園等の立地条件、周辺の河川等の状況が異なることから、発令対象外施設であっても町と協議の上、早期のお迎えや臨時休園とすることを可能とします。

③ 実際に避難情報等が発令された時の対応

「午前6時時点で発令中」

区分	避難情報	こども園等の対応	対象施設
警戒レベル 5	緊急安全確保	・当該日は臨時休園とします。 ・保護者への休園の連絡に努めます。 ・町へ休園の報告をします。	発令対象校下・地区に 所在する全ての施設
警戒レベル 4	避難指示		
警戒レベル 3	高齢者等避難		

※避難情報発令中であっても明らかに気象状況が回復傾向であり、避難解除も予測される場合は、各こども園等の周囲の安全を確認した上で、開園するものとします。

※開園前に発令が解除された場合でも、その日は休園となります。ただし、周囲の安全を確認した上で開園することは可能です。

「開園時間中に発令」の場合

区分	避難情報	こども園等の対応	対象施設
警戒レベル 5	緊急安全確保	・原則、予め保護者へ周知している避難場所へ園児を避難させます。 ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させます。	発令対象校下・地区に 所在する全ての施設
警戒レベル 4	避難指示		
警戒レベル 3	高齢者等避難	・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をします。	

※災害対応については、こども園等の施設や立地条件等によって状況が異なることから、警戒レベルの発令によらずとも、各施設の状況により臨時休園や保育の縮小などの対応もありえます。

※避難情報の発令はないが、こども園等において臨時休園や保育の縮小などの措置をとる必要があるときは、事前に町と協議を行います。

4 地震発生時の対応

こども園等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則開所とします。

ただし、震度5弱以上の地震が発生し、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合は施設長の判断により、登園自粛や臨時休園の措置をとることを可能とします。

(町との事前協議は不要、措置後、被害状況と併せ、町へ報告)

5 大雪時の対応

こども園等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則開所とします。

ただし、特別警報が発令された場合、または、町の雪害対策本部が設置され、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合は、町と協議の上、登園自粛や臨時休園の措置をとることを可能とします。

6 町及びこども園等、保護者の役割分担

	臨時休園や保育の短縮の決定に関すること	災害の備えや情報伝達・周知に関すること
こども園等	- こども園等は、町から警戒レベル3以上が発令された場合は、速やかに保護者に連絡を行います。 - こども園等は、保育が必要な児童に対する応急的な保育の実施に努めます。(※施設の安全面、職員の確保ができない場合は、応急的な保育を提供しないことも可能とします。)	- こども園等は、自然災害時は本ガイドラインに沿った臨時休園等の対応がありえることを、入園時や保護者総会等において周知します。 - こども園等は、災害時の避難場所や避難経路、園児の引き渡し方法等を予め定めておき、定期的な避難訓練や保護者への周知、情報の共有に努めます。
保護者	- 保護者は、こども園等から「臨時休園」及び「保育の短縮」等の連絡があった場合は、安全を確保しながら、家庭保育や速やかに送迎を行うなど対応します。 - 保護者は、気象情報をはじめ津幡町からの災害情報やこども園等からの情報の把握に努めます。	- 保護者は、避難情報発令時の対応について【大雨・洪水・土砂災害】及び地震発生時の対応についてのプリントにより理解を深めます。 - 保護者は、こども園等に電子メールや電話番号等を伝え、緊急時の連絡等がとれるように努めます。連絡先の変更があった場合も速やかにこども園等へ伝えます。 - 保護者は、こども園等からの臨時休園等の連絡がなくても、自宅周辺において危険を感じたときは、無理に登園や送迎を行わず、安全な場所で待機するなど対応をします。
子育て支援課	避難情報が発令された時、防災連絡ラインにて情報の周知をします。	避難情報発令時の対応について【大雨・洪水・土砂災害】及び地震発生時の対応についてのプリントにて周知を行います。

7 臨時休園の実施に係る法的根拠

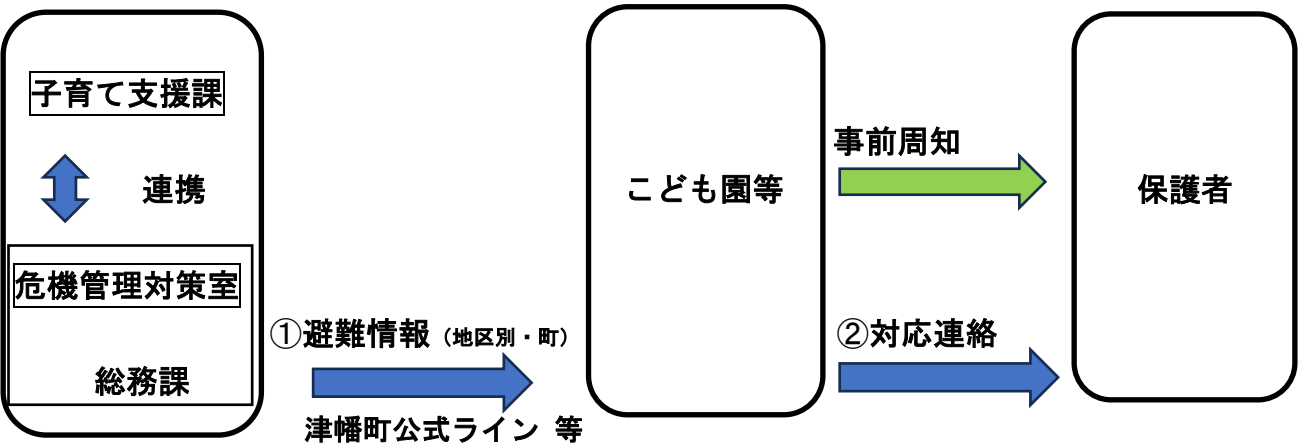
施設	施設長及び設置者が、自然災害発生時に臨時休園を行うことができる旨の法令
保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所型）・認可外保育施設	なし （厚生労働省発出「令和2年7月17日付事務連絡」により、市区町村において臨時休園等の基準の策定が求められている施設）
幼稚園・認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）	学校教育法施行規則第63条（非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。）

8 臨時休園等の定義

本ガイドラインに基づき判断・決定する臨時休園等については、次のとおりとします。

臨時休園	災害時において、子ども、保護者及び保育従事者等の安全を守るために、緊急的な措置としてこども園等の閉所を行うもの。
登園自粛要請	原則開所を前提としつつ、施設が被災して在籍する全児童に対して安全な保育を提供できない又は公共交通機関の運休等により保育従事者が確保できない等のやむを得ない場合に限り、保護者に家庭保育、預かり時間の短縮等を要請するもの。

9 臨時休園等判断の連絡体制等について



災害情報の確認方法

津幡町公式LINEに登録（津幡町メール配信サービス）いただくと津幡町から発信する防災情報、地域ごとの避難情報等が配信されます。また、避難情報を発令した場合は津幡町ホームページのトップに、その旨、掲載します。

石川県防災ポータルでは、災害時に、警戒レベル情報を確認することができます。下記QRコードをご活用ください。

津幡町公式LINE



津幡町メール配信サービス



石川県防災ポータル



10 こども園等における臨時休園の基準等

休園判断基準	事前予知が可能な災害					事前予知が不可能な災害	
	警戒 レベル	風水害	土砂災害	気象 情報	大雪	震 度	地震
	5 緊急安全 確保	臨時休園 ①町内全域に避難情報 →町内全園を休園 ②一部区域に避難情報 →当該区域に所在 する園のみ休園	臨時休園 ※土砂災害警戒区域 等に立地する園の み休園	特別 警報	原則開園 ※大雪特別警報の発 令や津幡町雪害対 策本部の設置の条 件下で、施設状況 や人員体制、周辺 環境等を踏まえて 登園自粛や休園が 可能 【町と要協議】	6 以上	施設の安全や人員体 制、周辺環境等を踏 まえて登園自粛や休 園が可能 【町と要協議】
	4 避難指示			警報		5 強	
	3 高齢者等 避難			5 弱			
	2			注意 報		4	
						3	
						2	
1				1			
休園判断時期	登園前	午前6時の時点で 判断	午前6時の時点で 判断	午前6時の時点で判断	地震発生後に判断		

※上記表は休園を判断する基準（目安）であり、最終的には気象条件や施設の立地条件、周囲の環境状況等を踏まえて判断します。

■避難情報の発表時間に応じたこども園等の対応

	状況	休園等	園の対応
1	休園決定後(午前6時以降)に休園基準に該当しなくなった場合	休園	早い段階で解除になった場合であってもその日は休園。ただし、周囲の安全を確認したうえで開園することは可能。
2	午前6時を過ぎてから休園基準に該当した場合【保育中を含む】	開園	保護者の安全に配慮した上で早めのお迎えを依頼する、避難情報に応じた避難行動をとる。